



城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総務課



目 次





規 則



- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 2
- 城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… (国保医療課) …… 3



告 示



- 城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… (高齢介護課) …… 8
- 令和8年度(2026年度)国民健康保険料率及び軽減額について…………… (国保医療課) …… 13



議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年(2026年)5月28日

城陽市長 村田正明

城陽市規則第22号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年城陽市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の4の規定は、令和8年(2026年)4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(揭示済み)

城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年(2026年)5月28日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第23号

城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
城陽市国民健康保険条例施行規則(昭和56年城陽市規則第10
号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2を次のように改める。

被保険者番号										(単位:円)										納付義務者氏名			通知書番号		ページ				
適用期間		基準総所得額			人数		激変緩和		算定の基礎			軽減額④				賦課合計額⑤		限度超過額⑥		月割額⑦									
									所得割額①			均等割額②		平等割額③		割合		所得割額		均等割額		平等割額		①+②+③-④		⑤		⑦-⑧)×月数 ÷12ヶ月	
医療分																													
支援分																													
子ども分																													
介護分																													
																				減免額⑧			差引納付額⑨ ⑦-⑧		年間保険料額				
																				医療分			円		円				
																				支援分			円		円				
																				子ども分			円		円				
																				介護分			円		円				
更正・決定日																									円				

被保険者番号										(単位:円)										納付義務者氏名			通知書番号		ページ										
氏名		生年月日		各月資格状況												月数		基準総所得額		所得割額		軽減基準所得額		更正・決定理由											
				4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3									
資格																																			
介護																																			
資格																																			
介護																																			
資格																																			
介護																																			
資格																																			
介護																																			

保険料は上記に加え、世帯にかかる平等割額が加算されます。

※左記の表は、加入者個人ごとの資格状況や所得割額、均等割額等を記載しています。1世帯ごとにかかる平等割額は記載していませんので、左記の表の所得割額と均等割額を合算しても、年間保険料額とは一致しません。

備考

- この様式の表面に、納入義務者に対する納付に関するお知らせ等を記載する。
- この様式の裏面に、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、国民健康保険料の算出方法、納付方法、納付の取扱場所、軽減措置、納期限までに納付しなかつた場合に執られるべき措置並びにこの通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

別記様式第1号の2 (第13条の3関係)

年 月 日

京都府城陽市長

年度 国民健康保険料納入決定・更正通知書

決定・更正日 年 月 日 以下のとおり、年度の国民健康保険料を決定(または更正)しましたので通知します。

Table with fields: 被保険者番号, 世帯コード, 行政区, 普通徴収の支払い方法, 金融機関名, 預金種別, 通知書番号, 口座番号, 名義人

Main table with columns: 氏名, 加入状態, 4-13 (months), 軽減基準所得, 基準総所得額, 決定・更正理由

Summary table with columns: 所得割率, 均等割額, 18歳以上均等割額, 平等割額, 限度額. Rows for 医療分, 介護分, 支援金分, 子ども分.

Legend table for 加入状態(資格) with symbols * and O.

Large table for 課税標準額, 算定の基礎, 軽減額, 賦課合計額, 限度超過額, 月数, 差引額, 月割額. Rows for 医療, 介護, 支援, 子ども.

1・・☆: 特定世帯かつ旧被扶養者減免該当 ☆: 特定継続世帯かつ旧被扶養者減免該当 ○: 特定世帯該当 ●: 特定継続世帯該当 △: 旧被扶養者減免該当 ※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額を含んでいます。また、均等割軽減額に18歳以上均等割軽減額を含んでいます。

Table for 課税標準額, 減免額, 差引合計, 年間保険料額. Rows for 医療分, 介護分, 支援金分, 子ども分.

※特別徴収は年金から天引きされます。

Table for 特別徴収義務者, 特別徴収対象年金, 年金額, 年月, 更正前, 更正後, 増減額. Includes a 合計 row.

年度 仮徴収額の通知 仮徴収額

※特別徴収の場合、翌年度の4月・6月の特別徴収額は2月と同額になります。

Table for 普通徴収 with columns: 期別, 更正前, 更正後, 増減額, 納期限.

この通知書は黒色の電子公印を使用しています。

備考

- 1 この様式の表面に、納入義務者に対しての納付に関するお知らせ等を記載する。
2 この様式の裏面に、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、国民健康保険料の算出方法、納付方法、納付の取扱場所、軽減措置、納期限までに納付しなかつた場合に執られるべき措置並びにこの通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第14条関係)

城陽市国民健康保険料減免申請書

(年 月 日)

(あて先) 城陽市長

住 所 _____

世帯主

氏 名 _____

TEL ()

城陽市国民健康保険条例第25条第2項の規定により、保険料の減免を申請します。

被保険者記号・番号	収納コード	年間保険料額	納付済額	納付未済額						
城-										
申請理由										
世帯の収入状況	氏名	続柄	生年月日	平均月収	勤務先等を詳しく記入してください					
		本人	T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
			T・S H・R 年 月 日	円						
家族数	人	平均月収合計 A	円	入院の有無	有・無	住居	持家・借家・アパート	家賃月額	円	
証拠書類	(1) 収入証明書 (2) 収入申告書 (3) 離職証明書 (4) その他()									
以下は記入しないで下さい。										
賦課状況	所得割	所得割		均等割額	平等割額	軽減額	年間保険料額	限度超過額	更正年間保険料額	
		総収入金額	賦課標準額							
		円	円							
当初	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
更正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
担当者 記入欄										
処 理 欄	受付	年 月 日	決 裁	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	
	完了	年 月 日								
	通知	年 月 日	起案	年 月 日		起 案 者	Ⓜ			
	管理 No.		決裁	年 月 日						
決定内容		承認	減免額	円		不承認				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済み)



告



示

城陽市告示第60号

城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年(2026年)5月28日

城陽市長 村田正明

城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年城陽市告示第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
別記1(第7条関係) 第1号訪問事業に要する費用の額の算定に関する基準 略 1 訪問介護相当サービス ア～カ 略 キ 介護職員等処遇改善加算 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> 所定単位× <u>245/1,000</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</u> 所定単位× <u>224/1,000</u> (3) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> 所定単位× <u>182/1,000</u> (4) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u> 所定単位× <u>145/1,000</u> 注1・注2 略 備考 略 2 訪問型生活援助サービス ア～カ 略 キ 介護職員等処遇改善加算 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> 所定単位× <u>245/1,000</u>	別記1(第7条関係) 第1号訪問事業に要する費用の額の算定に関する基準 略 1 訪問介護相当サービス ア～カ 略 キ 介護職員等処遇改善加算 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</u> 所定単位× <u>270/1,000</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</u> 所定単位× <u>287/1,000</u> (3) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ</u> 所定単位× <u>249/1,000</u> (4) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ</u> 所定単位× <u>266/1,000</u> (5) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> 所定単位× <u>207/1,000</u> (6) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u> 所定単位× <u>170/1,000</u> 注1・注2 略 備考 略 2 訪問型生活援助サービス ア～カ 略 キ 介護職員等処遇改善加算 (1) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</u> 所定単位× <u>270/1,000</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</u> 所定単位× <u>287/1,000</u>

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単
位×224/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×182/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×145/1,000

注1・注2 略

備考 略

3 訪問型生活サポートサービス

ア～カ 略

キ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単
位×245/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単
位×224/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×182/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×145/1,000

注1・注2 略

備考 略

別記2(第7条関係)

第1号通所事業に要する費用の額の算定に
関する基準

略

1 通所介護相当サービス

ア～ク 略

ケ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単
位×92/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定
単位×249/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定
単位×266/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×207/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×170/1,000

注1・注2 略

備考 略

3 訪問型生活サポートサービス

ア～カ 略

キ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定
単位×270/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定
単位×287/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定
単位×249/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定
単位×266/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×207/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×170/1,000

注1・注2 略

備考 略

別記2(第7条関係)

第1号通所事業に要する費用の額の算定に
関する基準

略

1 通所介護相当サービス

ア～ク 略

ケ 介護職員等処遇改善加算

(ア) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所
定単位×111/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所
定単位×120/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所

位×90/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×80/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×64/1,000

注1・注2 略

備考 略

2 短時間運動型デイサービス

ア～ケ 略

コ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単
位×92/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単
位×90/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単
位×80/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単
位×64/1,000

定単位×109/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所
定単位×118/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定
単位×99/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定
単位×83/1,000

(4) 利用定員が19人未満の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所
定単位×117/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所
定単位×127/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所
定単位×115/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所
定単位×125/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定
単位×105/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定
単位×89/1,000

注1・注2 略

備考 略

2 短時間運動型デイサービス

ア～ケ 略

コ 介護職員等処遇改善加算

(7) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所
定単位×111/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所
定単位×120/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所
定単位×109/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所
定単位×118/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定
単位×99/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定
単位×83/1,000

(4) 利用定員が19人未満の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所

注1・注2 略

備考 略

3 短期集中運動型デイサービス

ア～エ 略

オ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単
位×92/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単
位×90/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単
位×80/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単
位×64/1,000

定単位×117/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所
定単位×127/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅰ 所
定単位×115/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅱ 所
定単位×125/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定
単位×105/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定
単位×89/1,000

注1・注2 略

備考 略

3 短期集中運動型デイサービス

ア～エ 略

オ 介護職員等処遇改善加算

(7) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） Ⅰ 所
定単位×111/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） Ⅱ 所
定単位×120/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅰ 所
定単位×109/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅱ 所
定単位×118/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定
単位×99/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定
単位×83/1,000

(4) 利用定員が19人未満の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） Ⅰ 所
定単位×117/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） Ⅱ 所
定単位×127/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅰ 所
定単位×115/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） Ⅱ 所
定単位×125/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定
単位×105/1,000

<p>注1・注2 略 備考 略 別記3 (第7条関係) 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準 略 1 介護予防ケアマネジメントA ア～ウ 略 2 介護予防ケアマネジメントC 介護予防ケアマネジメントC費 442単位/月 注1～注3 略</p>	<p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位×89/1,000</u> 注1・注2 略 備考 略 別記3 (第7条関係) 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準 略 1 介護予防ケアマネジメントA ア～ウ 略 <u>エ 介護職員等処遇改善加算 所定単位×21/1,000</u> <u>注1 所定単位は、アからウまでにより算定した単位数の合計とする。</u> <u>注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。</u> 2 介護予防ケアマネジメントC <u>ア 介護予防ケアマネジメントC費 442単位/月</u> 注1～注3 略 <u>イ 介護職員等処遇改善加算 所定単位×21/1,000</u> <u>注1 所定単位は、アにより算定した単位数の合計とする。</u> <u>注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。</u></p>
---	--

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)6月1日から施行する。

(揭示済み)

城陽市告示第64号

令和8年度(2026年度)国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率及び軽減額を次のとおり決定したので、城陽市国民健康保険条例(昭和36年城陽市条例第9号。以下「条例」という。)第16条第3項(第20条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第20条の3第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。))及び同条第6項(同条第7項及び第8項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第16条の5の5第3項、第16条の9第3項及び第16条の14第3項(第20条第6項及び第20条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示します。

令和8年(2026年)6月1日

城陽市長 村田正明

1 令和8年度(2026年度)国民健康保険料率

(1) 基礎賦課額の保険料率

- ①所得割 100分の8.98 (条例第16条第1項第1号の数)
- ②被保険者均等割 26,060円 (条例第16条第1項第2号の額)
- ③世帯別平等割 27,270円 (条例第16条第1項第3号アの額)
13,640円 (条例第16条第1項第3号イの額)
20,460円 (条例第16条第1項第3号ウの額)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- ①所得割 100分の2.96 (条例第16条の5の5第1項第1号の数)
- ②被保険者均等割 9,190円 (条例第16条の5の5第1項第2号の額)
- ③世帯別平等割 9,300円 (条例第16条の5の5第1項第3号アの額)
4,650円 (条例第16条の5の5第1項第3号イの額)
6,980円 (条例第16条の5の5第1項第3号ウの額)

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

- ①所得割 100分の2.69 (条例第16条の9第1項第1号の数)
- ②被保険者均等割 7,760円 (条例第16条の9第1項第2号の額)
- ③世帯別平等割 6,100円 (条例第16条の9第1項第3号の額)

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

- ①所得割 100分の0.31 (条例第16条の14第1項第1号の数)
- ②被保険者均等割 930円 (条例第16条の14第1項第2号の額)
- ③18歳以上被保険者均等割 50円 (条例第16条の14第1項第3号の額)
- ④世帯別平等割 940円 (条例第16条の14第1項第4号アの額)
470円 (条例第16条の14第1項第4号イの額)

710円(条例第16条の14第1項第4号ウの額)

2 令和8年度(2026年度)国民健康保険料の軽減額

(1) 低所得者の基礎賦課額の軽減額

①被保険者均等割の7割軽減額(条例第20条第1項第1号アの額)

18,250円

②世帯別平等割の7割軽減額(条例第20条第1項第1号イの額)

19,090円

9,550円(特定世帯の場合)

14,330円(特定継続世帯の場合)

③被保険者均等割の5割軽減額(条例第20条第1項第2号アの額)

13,030円

④世帯別平等割の5割軽減額(条例第20条第1項第2号イの額)

13,640円

6,820円(特定世帯の場合)

10,230円(特定継続世帯の場合)

⑤被保険者均等割の2割軽減額(条例第20条第1項第3号アの額)

5,220円

⑥世帯別平等割の2割軽減額(条例第20条第1項第3号イの額)

5,460円

2,730円(特定世帯の場合)

4,100円(特定継続世帯の場合)

(2) 低所得者の後期高齢者支援金等賦課額の軽減額

①被保険者均等割の7割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第1号アの額) 6,440円

②世帯別平等割の7割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第1号イの額) 6,510円

3,260円(特定世帯の場合)

4,890円(特定継続世帯の場合)

③被保険者均等割の5割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第2号アの額) 4,600円

④世帯別平等割の5割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第2号イの額) 4,650円

2,330円(特定世帯の場合)

3,490円(特定継続世帯の場合)

⑤被保険者均等割の2割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第3号アの額) 1,840円

⑥世帯別平等割の2割軽減額(条例第20条第3項において準用する同条第1項第3号イの額) 1,860円

930円(特定世帯の場合)

1,400円(特定継続世帯の場合)

(3) 低所得者の介護納付金賦課額の軽減額

①被保険者均等割の7割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第1号アの額) 5,440円

②世帯別平等割の7割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第1号イの額) 4,270円

③被保険者均等割の5割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第2号アの額) 3,880円

④世帯別平等割の5割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第2号イの額) 3,050円

⑤被保険者均等割の2割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第3号アの額) 1,560円

⑥世帯別平等割の2割軽減額(条例第20条第4項において準用する同条第1項第3号イの額) 1,220円

(4) 低所得者の子ども・子育て支援納付金賦課額の軽減額

①被保険者均等割の7割軽減額(条例第20条第5項第1号アの額)
660円

②18歳以上被保険者均等割の7割軽減額(条例第20条第5項第1号イの額)
40円

③世帯別平等割の7割軽減額(条例第20条第5項第1号ウの額)
660円

330円(特定世帯の場合)

500円(特定継続世帯の場合)

④被保険者均等割の5割軽減額(条例第20条第5項第2号アの額)
470円

⑤18歳以上被保険者均等割の5割軽減額(条例第20条第5項第2号イの額)
30円

⑥世帯別平等割の5割軽減額(条例第20条第5項第2号ウの額)
470円

240円(特定世帯の場合)

360円(特定継続世帯の場合)

⑦被保険者均等割の2割軽減額(条例第20条第5項第3号アの額)
190円

⑧18歳以上被保険者均等割の2割軽減額(条例第20条第5項第3号イの額)
10円

⑨世帯別平等割の2割軽減額(条例第20条第5項第3号ウの額)
190円

100円(特定世帯の場合)

150円(特定継続世帯の場合)

(5) 未就学児の基礎賦課額の減額

①未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第1項の額)

13,030円(低所得者の均等割軽減がない場合)

②未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第5項の額)

3,900円(低所得者の均等割軽減割合が7割の場合)

6,510円(低所得者の均等割軽減割合が5割の場合)

10,420円(低所得者の均等割軽減割合が2割の場合)

(6) 未就学児の後期高齢者支援金等賦課額の減額

①未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第3項において準用する同条第1項の額)

4,590円(低所得者の均等割軽減がない場合)

②未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第7項において準用する同条第5項の額)

1,370円(低所得者の均等割軽減割合が7割の場合)

2,290円(低所得者の均等割軽減割合が5割の場合)

3,670円(低所得者の均等割軽減割合が2割の場合)

(7) 未就学児の子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

①未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第4項において準用する同条第1項の額)

460円(低所得者の均等割軽減がない場合)

②未就学児の被保険者均等割額(条例第20条の3第8項において準用する同条第5項の額)

130円(低所得者の均等割軽減割合が7割の場合)

230円(低所得者の均等割軽減割合が5割の場合)

370円(低所得者の均等割軽減割合が2割の場合)

(8) 18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

18歳未満被保険者の被保険者均等割額(条例第20条の5第1項の額)

0円

(揭示済み)